

第3次白鷹町行財政改革大綱

期間 平成17年度～平成21年度

平成17年11月

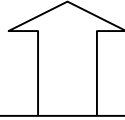
白 鷹 町

《目 次》

白鷹町行財政改革大綱の目指す姿-----	2
これまでの取組み-----	3
新たな行財政改革大綱の策定にあたって-----	3
1 改革の推進-----	4
2 推進期間-----	4
3 推進体制-----	4
基本方針-----	4
1 変革の時代に対応する効率的な行財政基盤の確立-----	4
2 町民との協働によるまちづくりの推進-----	5
改革の取組み-----	5
1 変革の時代に対応する効率的な行財政基盤の確立-----	5
(1) 組織・機構の見直し-----	5
(2) 職員の定員管理-----	6
(3) 人事給与制度-----	6
(4) 職員の資質の向上-----	6
(5) 事務事業の見直し-----	7
事務事業の見直し-----	7
民営化、民間委託の推進-----	7
公共工事の見直し-----	8
(6) 電子自治体の推進-----	8
(7) 公共施設の配置と管理の見直し-----	9
(8) 財政及び公営企業等の健全化-----	9
(9) 第三セクターの見直し-----	9
(10) 地方公社の経営健全化-----	10
2 町民との協働によるまちづくりの推進-----	10
(1) 情報提供の推進-----	10
(2) 町民の参画機会の拡充-----	10
(3) 町民との協働の推進-----	10
第3次白鷹町行財政改革大綱策定の経過-----	11
重点課題-----	12
1 変革の時代に対応する効率的な行財政基盤の確立-----	12
2 町民との協働によるまちづくりの推進-----	15
資料 定員管理の状況及び数値目標	

白鷹町行財政改革大綱の目指す姿

協働と参画による心豊かで誇り高い自立のまちづくり



第4次白鷹町総合計画の推進(平成12年度～平成22年度)

改革の姿

小さな行政組織の実現
持続的な行財政基盤の確立
雇用創出、町民活力の向上
協働のまちづくりの推進
安定的な行政サービスの確保

白鷹町自立のまちづくり計画
(行革プログラム)
(平成16年度～平成20年度)

白鷹町行財政改革大綱
(平成17年度～平成21年度)

これまでの取組み

町はこれまで平成 8 年、平成 13 年と 2 次にわたり行財政改革大綱を策定し、「分権時代に対応した新しい行財政システム」を目指し取組んできました。職員採用の抑制や時間外手当の削減等による人件費の抑制、特に定員管理については、平成 11 年度から平成 16 年度までの 5 年間で 20 人、7.3%の減少となっており、地方公共団体の全国平均 4.6%を上回っています。また、地域住民主体の自主的な公民館運営が平成 17 年 4 月から実施されるなど一定の成果を上げているところです。しかし、経常収支比率については、平成 17 年度目標を 87%としたものの、平成 16 年度で 93.5%となっており、財政規模が縮小し、公債費が高止まりに推移していることなどから財政の硬直化が進んでいる状況となっています。また、事務事業評価や事業の民間委託など未着手の課題もあり、第 3 次改革での確実な取組みが求められます。

新たな行財政改革大綱の策定にあたって

町は、第 4 次白鷹町総合計画に基づき、各種施策を推進してきました。しかし、急速な少子高齢社会の到来、国と地方を通じた危機的な財政状況や地方分権の流れなどを背景とし、社会経済全般にわたる構造改革が進んでいます。

本町の財政環境は、歳入については町税収入の減少や国における三位一体改革の推進による補助金の一般財源化、交付税の抑制、税源移譲などの影響を大きく受けており、一方、歳出にあっては、義務的経費が高水準で推移していることから、かつてない厳しい状況にあります。また、地方分権の推進により、自治体は、自己決定、自己責任、自己負担の原則を踏まえた行政運営が求められています。

このような状況の中で、町民ニーズに的確に対応し、町民の受益と負担のバランスが保たれた町民サービスを確保しつつ、行財政運営全般にわたる見直し、新たな時代にふさわしい活力ある地域社会を築いていかなければなりません。また、自立のまちづくりを主体的に進めるため、時代の変化を着実に捉え、新しい視点で、柔軟かつ的確に対応していくため、これまで以上に改革を推進していかなければなりません。

本大綱は、平成 17 年度までとしている第 2 次行革大綱を 1 年前倒しし、平成 17 年度を初年度とする行革大綱として、平成 17 年 2 月に白鷹町行財政改革推進懇話会からの提言及び平成 16 年度策定した「白鷹町自立のまちづくり計画～行財政改革プログラム～」を受け策定いたしました。

改革の推進にあたっては、積極的な情報提供や町民の皆様のご理解を得ながら進めて

参ります。

1 改革の推進

改革の推進にあたっては、可能な限り数値目標を設定し、進捗状況を管理し、着実な推進を図ります。

2 推進期間

地方分権の推進や三位一体改革など社会経済情勢が大きく変化する中、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とし、着実な推進を図ります。

3 推進体制

- (1) 有識者からなる「行財政改革推進懇話会」に定期的に改革の進捗状況を報告し、改革に関する提言の趣旨を反映しながら進めます。
- (2) 町長を本部長とする「行財政改革推進本部」において、改革の推進に係る総合調整を行うとともに、進捗状況のチェックを行います。
- (3) 助役を委員長とする「行財政改革推進検討委員会」において、各課題についてその具現化に向けた方策を検討し、改革の着実な推進を目指す。また、重要事項については、関係課長による「行革幹事会」において検討します。
- (4) 改革の進捗状況については、町の広報誌やホームページを通して町民に随時公表するとともに、パブリックコメント(*1)等の手続きを行います。

(*1)パブリックコメント...町が施策の立案等を行う際、その案を公表し、広く町民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、それらを考慮した施策の修正や意志決定を行う制度。

基本方針

1 変革の時代に対応する効率的な行財政基盤の確立

国・地方を通じた厳しい財政環境のもと、限られた財源と人員を最大限活用しながら町民ニーズに的確に対応し、町民の行政に対する信頼性や満足度を高めていく必要があります。

このためには、今般、策定した『白鷹町自立のまちづくり計画』による歳入確保、歳出の削減策の着実な推進により、健全な財政基盤の確保を図るとともに、時代に即応した組織・機構の見直し、成果重視の事業の執行や分権社会に対応できる職員の育成など予算、組織、職員の行政資産を効果的に活用し、簡素で効率的な行政システムを確立しま

す。

2 町民との協働によるまちづくりの推進

今後、ますます多様化する行政ニーズに全て行政だけが対応することは、人員、コストの面でも行政の肥大化を招く恐れがあります。新しい時代における行政のあり方は、町民と行政が連携し、お互いの責任と役割を認識して協働により地域課題を解決していくことが重要です。そのためには、積極的な行政情報の提供により、透明性の確保や説明責任を果たすとともに、町政への参画の機会を拡充する必要があります。また、行政の守備範囲を見直し、サービスの維持・向上や地域経済の活性化、雇用の創出に配慮しながら、民間部門(町民、NPO(*2)、民間企業等)と連携した行政サービスの提供など、協働によるまちづくりを推進します。

(*2) NPO...特定非営利活動法人を言い、政府・自治体や私企業とは独立した存在として町民、民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

改革の取組み

行財政改革の推進にあたっては、基本方針に掲げた「変革の時代に対応する効率的な行財政基盤の確立」と「町民との協働によるまちづくりの推進」を柱として以下の課題について取組みます。

1 変革の時代に対応する効率的な行財政基盤の確立

(1) 組織・機構の見直し

施策の連携や業務の繁閑に柔軟に対応するため、平成 17 年度から大課制や係のフラット化を一部試行しました。今後、職員の採用を抑制し、組織のスリム化を図るうえで、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに柔軟に対応するには、政策形成の強化、事業の実行部門である主管課のマネジメントシステムの考え方に基づく業務の遂行など機能の強化が求められます。このことから、さらに簡素で効率的な組織体制の構築に努めるとともに、主管課の組織目標を明確にし、職員と情報を共有し、マネジメントシステムによる業務遂行にあたります。また、縦割りによる組織の弊害を可能な限り取り除くため、各課間、各課内のコミュニケーションを十分に取り、課題を共有し、組織の総合的な力が発揮される職場風土を構築します。

(2) 職員の定員管理

本町一般会計予算に占める人件費は、予算規模の縮小により、平成 17 年度においては 20%を超え、義務的経費の削減が課題となっています。公務員制度改革による能力、成果主義への移行、任期付採用法の改正(*3)、公務員の削減等、公務員を取巻く環境は大きく変化しています。平成16年度策定した「自立のまちづくり計画」においては、退職勧奨の実施による人件費の抑制を図っており、第2次改革期間である平成13年度から平成17年度までの5年間で25人、9.4%の削減となっています。この大綱では、さらに、行政の守備範囲の見直しに基づく民営化、民間委託の推進や組織・機構の見直し、事務事業の見直し、さらには、任期付職員制度の活用など多様な雇用制度の検討や行政事務のアウトソーシングなどの取組みにより、定員適正化計画を見直し、人件費を抑制します。

(*3)任期付採用法の改正...地方公共団体の公務の能率、適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大が図られ、専門的知識経験を有する者の任期付採用に加え、一定の期間内に終了又は業務量が増加する業務に従事させることが可能になる。

(3) 人事給与制度

本町の給与水準を表すラスパイレス指数は、平成16年度91.6(全地方公共団体平均97.9)と県内でも低い位置に属しています。また、給与水準の適正化を図るため、平成17年度から55歳昇給停止を導入しました。今後、年功的な給与制度から、職員の意欲を喚起する人事給与制度への転換を図るため、職員の能力、責任に応じた給与制度への転換(職務給の徹底)や人事評価システムの導入を検討します。また、その導入にあたっては、客観性や公平性、透明性の高い人事評価システムの検討を行います。また、退職時の特別昇給の見直しや特殊勤務手当のあり方について点検し、制度の趣旨に合致しないものについては見直しを行います。

(4) 職員の資質向上

分権の時代においては、まちづくりの新たな課題に挑戦できる人材の確保、育成が急務です。また、町民との協働による施策の展開や事業の成果やコストを意識した行政運営が求められています。

平成15年度に策定された「白鷹町人材育成基本方針」に基づき、限られた人員で質の高い行政サービスを提供するため、各職員が自ら課題を設定し、課題解決できるよう計画的な研修を行っていきます。本基本方針は策定から3年が経過するこ

とから検証、見直しを行います。また、職員の経験年数、職制に応じた達成能力を明らかにし、時代の変化に適応できる職員の育成を図ります。

(5) 事務事業の見直し

事務事業の見直し

本町の財政状況は、非常に厳しい状況にあり、公債費の高止まりによる財政の硬直化が進んでいます。限られた財源を有効に活用し、事業の成果を重視した行政運営に転換するため、行政評価システムの導入を検討します。また、既存の各種施策や事務事業については、社会情勢や町民ニーズの変化を踏まえ、その内容や仕組み、費用、効果等を徹底的に見直し、再編・整理又は廃止・統合などスクラップアンドビルド(*4)を図るとともに、サンセット方式(*5)の導入などを検討します。また、補助金等のシーリングによる一律削減についても限界があり、事業効果、実績等を重視した統一的な見直し基準、終期の設定により、引き続き見直しを行っていきます。さらに、本町は、平成 16 年度にISO14001(*6)を取得しましたが事務事業の推進にあたっては PDCA サイクル(マネジメントシステム)による管理を行っていきます。

(*4)スクラップアンドビルド...事業の肥大化を防ぐため、それぞれの組織における事業単位数を増やさないと前提とした基本原則。事業の新設の場合には、それに相当するだけの事業を廃止しなくてはならない。

(*5)サンセット方式...行政の膨張と予算の硬直化を防ぐための縮減管理の有力な技法として、行政機関の設置や事業費の計上について終期を設定する方法。終期が到来すると新たな措置が講じられない限り、その事業等は自動的に廃止される。

(*6)ISO14001...組織等が環境活動を実践するための「仕組み」(=環境マネジメントシステム)として、国際標準化機構(ISO)が取り決めている国際標準規格・基準。

民営化、民間委託の推進

今後、多くの職員が退職期を迎えることが見込まれ、さらに、保育園児の減少や保育ニーズの多様化等に対応するため、保育園の民営化を推進します。民営化にあたっては、町との役割分担を明確にし、民間の特色を生かした保育サービスの充実を図ります。また、施設の老朽化、園児・職員の減少に併せ、施設の統廃合等についても課題を整理しながら民営化を推進します。

保育園、学校給食共同調理場、病院の調理部門のうち、病院はすでに業務の一部委託が進められています。しかし、調理職員の年齢構成が幅広いことや学

校給食共同調理場の老朽化、保育園の民営化等の課題を抱えており、それらの課題を整理しながら民営化の推進を図ります。

また、公用車の運転業務については、多様な雇用制度を活用し、効率的な公用車の運行や職員配置を行います。

町が現在、委託方式で管理している施設については、平成 18 年度から指定管理者制度に移行しますが、町が直営で管理する事業、施設についても、民間の力を活用し、町民サービスの向上が図られるものについて、導入を検討します。指定管理者制度の導入に際しては、選定経過や理由を公表するなど透明性のある運用に努めます。

事務事業の民営化、民間委託にあたっては、行政需要が増大している中、行政コストとサービスのバランスを考慮し、質の高い行政サービスの提供が図られ、地域経済の活性化や雇用の拡大などが見込まれる事業について積極的に民営化や民間委託を進めます。

公共工事の見直し

公共工事のコスト削減については、建設副産物の他工事への流用や再生骨材の利用を図るほか、地域の実情に合った道路構造基準の採用(ローカルルール)などコストに配慮した整備工法の導入を図ります。

また、予定価格の事前公表に引き続き、入札の透明性を図る上から入札予定や入札結果等の情報を町ホームページ上で公開します。

(6) 電子自治体の推進

総合行政ネットワーク(LGWAN)(*7)、住民基本台帳ネットワークシステム(*8)や公的個人認証サービス(*9)などの基盤を活用した申請事務のオンライン化など電子自治体の推進が県と市町村が連携し、平成 18 年度稼働に向けて取組まれています。それに併せた業務の標準化や共同処理など低廉なコストで質の高い町民サービスの向上に努めていきます。

地域の情報化については、ブロードバンド(*10)環境が大きく変化しており、地域情報化推進構想の見直しを行っていきます。また、庁内の情報環境については、情報ネットワークの有効活用による内部情報の共有やペーパーレス化を図り、事務の効率化を進めるとともに、既存の内部システムについては、導入後 7~9 年が経過し、更新時期を迎えており、機器の調達については、セキュリティやコストを重視した更新について検討を進めます。

(* 7) 総合行政ネットワーク...地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関 WAN にも接続されている。

(* 8) 住民基本台帳ネットワークシステム...各地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有するシステム

(* 9) 公的個人認証サービス...行政手続のオンライン化に必要な、ネット社会の課題(成りすまし、改ざん、送信否認など)を解決する本人確認サービス。電子署名に必要な鍵ペア(電子署名を作成する秘密鍵と電子署名を検証する公開鍵)と、電子署名が正しいことを県知事が証明する電子証明書を提供するもの。

(* 10) ブロードバンド...ADSLや光ファイバーによる高速なインターネット接続サービス

(7) 公共施設の配置と管理の見直し

公共施設の配置については、社会情勢の変化や町民ニーズ、利用者に配慮しながら施設の統廃合や機能転換を検討していきます。

また、公の施設の管理については、指定管理者制度の導入等により、効率的な運用が期待される施設については、管理の見直しを図ります。

(8) 財政及び公営企業等の健全化

財政の健全化については、「自立のまちづくり計画」に基づき、歳入、歳出全般にわたる見直しを行い、その基盤の確立を図っていきます。

また、公営企業等(* 11)についても、事務事業の見直し、給与等の適正化、経費削減策などにより、経営の健全化を図るとともに、財務・給与等の情報についても一般会計と併せ公表していきます。

(* 11) 公営企業等...病院事業、水道事業などの公営企業及びこれに準ずる事業としての下水道事業をいう。

(9) 第三セクターの見直し

本町における第三セクターは、町の施策と密接に連携ながら、地域づくりや公共施設の管理など公共サービスの提供主体として重要な役割を担ってきました。しかし、社会経済状況の変化に伴い、大変厳しい経営状況となっています。

また、公の施設の管理については、指定管理者制度が導入され、民間参入も可能になったなど第三セクターのあり方が問われています。

第三セクターの役割等を再検討し、町の関与のあり方、経営形態の見直しや組織機構のスリム化を図るなど経営健全化についての検討が求められています。また、経営状況等については、町民に対し積極的な情報公開をしていきます。

(10) 地方公社の経営健全化

土地開発公社が事業用地として先行取得した公有用地(*12)や公社単独の事業用地が当初事業計画の変更等により、長期間未処分のままとなっている土地については、用途の変更や経営の健全化計画を策定するなど経営改善に努めます。

(*12) 公有用地... 公有地取得事業により、地方公共団体等から委託を受け土地開発公社が取得した土地

2 町民との協働によるまちづくりの推進

平成16年に策定した「白鷹町協働のまちづくり条例」に基づき、町民との協働によるまちづくりの推進を図ります。そのためには、まちづくりに関する情報共有と町民参画を基本に、町民と町が共に協力してまちづくりを行っていきます。

(1) 情報提供の推進

給与、バランスシート等の財務指標、わかる予算書及び各種計画等の行政情報は、町報や町のホームページをとおり、提供しています。町民の町政への参画を進めるには、計画策定時における行政情報の積極的な提供など、開かれた透明性の高い行政運営が求められます。そのためには、行政情報を町民に分かりやすく提供することが重要であり、広報紙、ホームページの充実や情報提供のガイドラインによる統一した基準や伝達手段を検討します。また、一方的に行政のみが情報を提供するのではなく、町民との双方向のコミュニケーションが図られる機会をつくるなど情報の共有に努めます。

(2) 町民の参画機会の拡充

審議会の公募制や女性の登用、審議会の公開など進められていますが、町民の意見を施策の計画段階から取り入れ、町政に反映させるパブリックコメント制度の活用や各種審議会への町民の参加など参画機会の拡充を図ります。また、多くの町民が協働型まちづくり事業への参画が可能となる事業の工夫や協働の意識醸成に取り組めます。

(3) 町民との協働の推進

アダプト事業(*13)やまちづくり交付金制度などの協働事業が自治組織やボランティア団体により行われていますが、さらに、福祉、環境や教育など公共部門において、町民やNPO等との協働による公共施設の運営や公共サービスの提供などの方策を推進するため、NPO等の育成を図る必要があります。また、協働のまちづくりを推進するため、庁内に協働のまちづくり担当を任命し、協働の視点での政策立

案能力の向上や協働の意識醸成など職員の意識改革に取り組みます。

(* 13) アダプト事業...アダプトとは「養子縁組」のことで、道路や公園などのある区間を里子に見立てて、特定の団体に清掃美化などの管理をまかせること。

第 3 次白鷹町行財政改革大綱策定の経過

平成 17 年 1 月 17 日	平成 16 年度第 1 回行財政改革推進懇話会(第 2 次行革大綱進捗状況、3 次行革大綱に向けたテーマについて)
1 月 31 日	第 2 回行財政改革推進懇話会
2 月 7 日	第 3 回行財政改革推進懇話会
2 月 22 日	「白鷹町行財政改革大綱」見直しについての提言
4 月 15 日	行革推進本部(原案説明、総務省行革指針について説明)
5 月 17 日	行革幹事会(原案課題について協議)
5 月 27 日	自立できるまちづくり小委員会(懇話会提言・大綱の見直し、総務省指針について説明)
5 月 30 日	行革推進本部(重点課題、推進方策、目標設定について)
7 月 5 日	行革幹事会(民営化方針について)
7 月 11 日	行革幹事会
7 月 19 日	行革推進本部(中間報告について)
7 月 25 日	平成 17 年度第 1 回行財政改革推進懇話会(中間報告、保育園民営化について)
8 月 12 日	行革推進本部(重点課題について)
8 月 25 日	行革幹事会(重点課題について)
9 月 12 日	課長会に中間報告配布
9 月 20 日	議会総務常任委員会(行革大綱 中間報告について説明)
10 月 12 日	第 2 次行革の実績、第 3 次行革大綱(中間報告)の町報、ホームページ掲載とパブリックコメント募集
11 月 21 日	行革推進本部にて第 3 次行財政改革大綱を決定

重点課題

1 変革の時代に対応する行財政基盤の確立

項目				
	取組むべき重点課題	目 標	年次計画	主管課
1 組織機構の見直し				
1	新たな行政課題に対応できる簡素で効率的な組織体制の推進	大課制の検証と推進 組織目標の設定と進行管理	H17 8課 6課	総務課
2 職員の定員管理				
2	定員適正化計画の見直し及び公表	H16 255人 H22 223人 32人の削減、12.5%	H17 計画の公表	総務課
3	多様な雇用システムの検討	任期付任用 臨時職員	H18 制度検討	総務課
4	公用車運行業務の検討	臨時職員対応	H18 実施	総務課
3 人事給与制度				
5	地方公務員制度改革への対応	職務給の徹底・人事評価システムの導入	H17 制度検討	総務課
6	特殊勤務手当の見直し	手当の廃止を含む見直し	H20 手当の趣旨に合致しない手当を廃止	総務課 建設水道課 病院
7	退職時の特別昇給見直し	退職勧奨集中取扱期間終了後廃止	H19 廃止	総務課
4 職員の資質向上				
8	人材育成基本方針を検証し見直す	職員の能力向上	H19 ローリング	総務課
9	職員研修の充実	政策研修・コーチング研修等の導入	H17 研修評価・研修計画検討	総務課
5 事務事業の見直し				
10	地籍調査事業の終了	中山地区事業完了	H22 事業完了	建設水道課
11	下水道計画区域の面整備終了	管路整備完了、浄化管理センターディッチ増設検討	H20 面整備完了	建設水道課
12	個別排水処理施設事業の終了(高岡地区)	対象65戸 90%の設置	H19 事業完了	建設水道課
13	行政評価システムの導入検討	成果重視の事業執行	H17 導入検討	政策改革課
14	環境マネジメントの推進	環境保全政策の推進 行政システム(PCDAサイクル)の定着	継続	総務課
15	補助金等の定期的見直し	3年ローリング	H16 実施 H19 実施	政策改革課

項目				
	取組むべき重点課題	目 標	年次計画	主管課
6 民営化・民間委託の推進				
16	保育園の民営化の推進	1園の民営化を進め、引続き、統合に向けた課題の整理を行う。	H20 1園民営化 その後、統合を検討	健康福祉課
17	学校給食共同調理場の民営化	調理場の民営化に向けた対応推進	H23 民営化	教育委員会
18	公の施設の指定管理者制度導入	管理委託施設について制度導入 直営施設についても導入検討	H16 農村公園8園 H17 どリーむ農園 H18 ふるさと森林公園他33施設 その後直営施設導入検討	総務課 各課
7 公共工事の見直し				
19	公共工事のコスト削減	残土データ把握・再生骨材の使用 協働のまちづくり事業の推進	継続	建設水道課 産業振興課
20	入札(予定・結果)情報の公開	ホームページでの情報公開	H17 実施	建設水道課 産業振興課
8 電子自治体の推進				
21	申請・届出手続のオンライン化の推進	申請・届出の利便性向上	H18 導入	総務課
22	地域情報化構想の見直し	情報化計画の検証と今後の推進方策	H17 構想見直し H18 計画策定	総務課
23	内部システム調達の方向性検討	計画的システム調達・電算共同処理(置広3団体)の検討	H17 検討	総務課
9 公共施設の配置と管理の見直し				
24	小規模校のあり方について検討	配置計画策定	H18 計画策定	教育委員会
25	公共施設の修繕	計画的に対応	H17 調査対応	政策改革課
10 財政及び公営企業の健全化				
26	「自立のまちづくり計画」の着実な推進による財政の健全化			
	町税収入の確保	・町税口座振替率:70% ・1年に0.2%の収納率の向上 ・固定資産の課税客体の把握	H17～口座振替 加入促進制度新設	町民税務課
	使用料・手数料の見直し	使用料・手数料の見直し ・斎場使用料 ・体育館使用料 ・公民館使用料 ・下水道使用料 ・保育料 ・公営住宅使用料 ・上下水道使用料 ・公共下水道受益者負担金等	H17.7 料金改正 H17 実施 H17 実施 H18 見直し検討 継続して取組み 継続して取組み 継続して取組み 継続して取組み	町民税務課 教育委員会 建設水道課 健康福祉課

項目			
取組むべき重点課題	目 標	年次計画	主管課
	負担金等の見直し ・各種検診・人間ドック個人負担金 ・外出支援サービス利用者負担 ・寝具洗濯等サービスの利用者負担	H17 実施 H17 実施 H17 実施	
遊休資産の処分	12件 土地14,436㎡、建物324㎡	H17～H20	総務課
基金の活用	・体育館基金・スポーツ振興基金	H19	教育委員会
議員定数及び費用弁償の見直し	・議会議員定数見直し(18 14) ・農業委員会委員定数の見直し (選挙区選出15 12、議会推薦3 2、団体推薦2 3) ・非常勤特別職報酬の見直し(4時間以内の会議:3000円) ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し(5000円/月) 【目標:人件費削減10%】	H19 改選時 H17.7 改選 H17 実施 H17 見直し検討 H17 実施	議会 教育委員会 農業委員会
人件費の抑制	・退職勧奨(6人、H16～H18) ・特別職給料削減(町長12%、助役8%、教育長5%) ・管理職手当30%削減 ・管理職期末手当0.44月削減 ・一般職員期末手当0.34月削減 【目標:人件費削減20%】	H16～3年間 H16～3年間 H16～3年間 H16.6～3年間 H16.12～3年間	総務課
内部管理経費の見直し	・経常的な物件・維持補修費10%シーリング ・特別職等の旅費削減	H17 実施 H17 見直し検討	総務課 議会 各行政委員会
補助金・負担金の削減	見直し基準による廃止・凍結・削減	H17 実施	政策改革課 各課
扶助費の見直し	・介護負担の減免基準見直し ・おむつ支給事業支給単価の見直し ・心身障害者福祉タクシー利用事業対象者の制限 ・老人家庭除雪費支給事業 ・ねたきり老人介護者激励金 ・緊急通報サービス事業	H17 実施 H17 実施 H17 実施 H17 制度検討 H17 制度検討 H17 制度検討	健康福祉課
繰出し金の抑制	病院会計、水道事業会計について繰出しルールを見直し削減	H17 実施	政策改革課 建設水道課 病院
公共事業の見直し	投資的事業の抑制(事業費の圧縮、事業内容の精査、実施時期の見直し等)	継続して取組み	政策改革課 各課
外郭団体と町の関与のあり方	町が出資している法人、運営費補助・建設償還金補助を受けている団体に対する補助負担金の見直し	継続して検討	政策改革課 健康福祉課

項目				
	取り組むべき重点課題	目標	年次計画	主管課
27	公営企業等の経営健全化			
	病院事業	人間ドック事業の充実 電子カルテの整備 在宅診療科の新設 看護単位1単位 2単位 財務・給与情報の公表 【目標：累積欠損金額5%削減】	H17 実施 H18 整備完了 H18 新設 H17 公表	病院
	下水道事業	水洗化率の向上(H16:77.1%) (H21: 83.7%) 管路整備の終了(再掲) 使用料見直しの検討(再掲) 収納率の維持向上(H16:現99.4%、過46.3%) 財務・給与情報の公表	継続して取組み H20 事業完了 H18 見直し検討 継続して取組み H17 公表	建設水道課
	水道事業	財務・給与情報の公表	H17 公表	建設水道課
11 第三セクターの見直し				
28	既存法人の見直しの検討	効率的な経営体への移行	H18 経営状況の 情報公開	産業振興課
12 地方公社の経営健全化				
29	土地開発公社の経営健全化	長期保有用地の解消	H17 経営健全 化計画策定	政策改革課

2 町民との協働によるまちづくりの推進

項目				
	取り組むべき重点課題	目標	年次計画	主管課
13 情報提供の推進				
30	情報提供ガイドライン	情報提供の拡充	H17 策定	政策改革課
31	広報紙・ホームページの活用・情報の更新	広報モニター、広報レポーターの委嘱	H17 モニター委嘱 H19 レポーター委嘱	総務課
14 町民の参画機会の拡充				
32	移動町長室・地区座談会の継続実施	町民への情報提供の充実、町民の参画機会の拡充	継続して取組み	総務課
33	パブリックコメント実施要綱に基づく着実な推進	対象事業の増加	H17 町報・ホームページに掲載	政策改革課
34	審議会委員の公募制の拡充	応募率70%(16年度32%) 女性の登用率 40%(16年度29.1%)	H21 目標達成	各課
35	事業の整備計画策定時の協働の手順書策定	手順書に従い策定	H17 策定	各課
36	協働の視点による事業の内容、運営方法の見直し		H18 協働のまちづくりモデル事業	各課
15 町民との協働の推進				
37	NPOの育成支援	NPO団体の設立 協働の取組	H21 2団体設立	政策改革課

資料 定員管理の状況及び数値目標

1. 平成11年度～平成16年度までの定員管理の状況

(過去5年間の実績)

平成11年度から平成16年度までの5年間で20人、7.3%の削減となった。

これは、保育士、調理師及び運転手の退職者不補充や課の統合を行ったことによる。

また、5年間の採用・退職者数は下表のとおりである。

(各年4月1日現在)

【平成11年度～平成16年度までの定員管理】

【平成11年度～平成16年度までの定員管理】								11 16の比較	
部 門	区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	純減数	比率
一般行政	議会、総務、町民税務、産業振興、建設、民生、衛生、保育所の職員	158	154	150	150	146	141	17	-10.8%
特別行政	教育委員会事務局、学校、調理場、公民館の職員	37	36	34	33	32	32	5	-13.5%
公営企業等	病院、水道、下水道、農集排、介護、訪問看護、国保事業の職員	80	81	83	81	84	82	2	2.5%
合 計		275	271	267	264	262	255	20	-7.3%

【純減数の内訳：平成11.4.2～平成16.4.1までの採用・退職者数】

(各年度計)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	計	内訳
採用者数	1	3	5	7	4	4	24	医療職16人 行政職7人 保健師1人
退職者数	7	10	7	7	13		44	医療職14人 行政職12人 保健師2人 保育士7人 調理師6人 運転手3人
合 計	6	7	2	0	9	4	20	

* 各年度の4月1日の定員 = 前年度の定員 - 前年度の退職者数 + (前年度の中途採用 + 当該年度4月1日の採用者数)

2.平成22年度までの定員管理の数値目標

(数値目標)

平成22年4月1日の職員数を223人とし、32人、12.5%を削減する。

(数値目標の設定内容)

- 1.医療職を除く一般職員の採用は、平成21年度までしない。
- 2.保育士及び調理師等の現業職員は退職者不補充とする。
- 3.保育園1園の民営化を平成20年とする。
- 4.地域包括支援センター、子育て支援センターの充実を図る。
- 5.病院については、医療体制の充実を図る。
- 6.個別排水事業については、平成19年終了を見込む。
- 7.白鷹町自立のまちづくり計画のプログラムによる職員の退職勧奨を平成16年度～平成18年度まで各6名を予定
- 8.平成17年度から住民主体の自主的な公民館運営に移行

(各年4月1日現在)

【平成22年までの定員管理】									16 22の比較	
部 門	区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	純減数	比率
一般行政	議会、総務、町民税務、産業振興、建設、民生、衛生、保育所の職員	141	136	129	124	125	124	126	15	-10.6%
特別行政	教育委員会事務局、学校、調理場、公民館の職員	32	27	26	25	23	22	18	14	-43.8%
公営企業等	病院、水道、下水道、農集排、介護、訪問看護、国保事業の職員	82	79	81	80	80	79	79	3	-3.7%
合 計		255	242	236	229	228	225	223	32	-12.5%

【純減数の内訳：平成16.4.2～平成22.4.1までの採用・退職者数】

(各年度計)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計	内訳
採用者数	1	1	3	0	4	2	4	15	医療職13人 行政職2人
退職者数	15	9	7	5	5	6		47	医療職10人 行政職21人 保育士11人 調理師3人 運転手2人
合 計	14	8	4	5	1	4	4	32	